たちかわパソコン倶楽部　所有機器貸出ルール

(機器の貸出について)

1.たちかわパソコン倶楽部(以下、PC倶楽部)は、団体や個人が行う市民活動などの非営利活動にPC倶楽部の所有する機器の貸出を行います。
(営利活動に使用する場合は貸出を行いません)

2.貸出機器は別表1に示すものです。

(貸出方法について)

3.機器の貸出は、個人･団体の別なく先着順で行います。先着順の判断は予約簿の記載をもとに行います。

4.ただし、毎月第2･第4土曜日の午後はPC倶楽部の利用を優先します。

5.貸出機器は、市民活動センターを通じて希望者に貸出･返却受付を行います。

6.利用希望者は、市民活動センターにある予約簿と借用申込書に必要事項を必ず書いてください。

(利用希望者について)

7.利用希望者はこの貸出ルールを了解･遵守してください。

(管理、補償について)

8.利用者は、借用期間中、適切な貸出機器の管理を行ってください。

9.故意･事故を問わず貸出機器をハードウエア的またはソフトウエア的に破損または紛失、修理を要する状態にした場合は、利用者にその修繕費用を請求します。

> ボランティア保険で修繕費用を補うこともできます。詳しくは市民活動センターにお問い合わせください。

10.故意･事故を問わず貸出機器に対して粗略な扱いをした場合は、次回からの貸出を制限する場合もあります。

(料金について)

11.市民活動センター(総合福祉センター)内での利用は無料です。

12.館外への持ち出し利用は有料です。(別表2参照)

13.徴収した利用料は、PC倶楽部の会計で貸出機器の消耗品(例：プロジェクターの交換ランプ)購入や修理積立金等にあてる計画です。

14.利用料は、PC倶楽部が後日請求します。

15.利用料は、銀行振込(振込手数料は利用者負担)でお支払いください。市民活動センターでは利用料の収納は行いません。

16.利用料、修繕費用の請求に対し、お支払いのない場合は、次回からの貸出を制限します。

(その他)

17.その他

・公序良俗に反する利用や営利活動での利用は禁止します。
・貸出期間は最大7日間です。
・市民活動センターの開館時間以外は、貸出・返却ができません。
・PC倶楽部の会員が館外で利用する場合の料金は、別に定めます。
・機器は精密品なので丁寧に扱ってください。
・機器を破損、紛失した場合は、速やかに次のところに連絡をしてください。

たちかわパソコン倶楽部

岩間直人(代表)

電話　090-1260-9068

メール　iwama@mbj.nifty.com

または、小林浩一(副代表)

電話　090-8492-4497

メール　ko1.koba@me.point.ne.jp

別表1.[貸出機器について]-2005年3月1日現在-

貸し出し可能な機器は次のとおりです。

◯プロジェクター

・プロジェクター(EPSON EPM-S1)…1台。
・スクリーン(利用希望者のみ)…1ヶ。
・プロジェクター用電源ケーブル…1ヶ。
・PCとの接続ケーブル…1ヶ。
・AV機器との接続ケーブル…1ヶ。
・使い方案内…1冊。
※リモコン、マニュアル、保証書等の貸出は行いません。

◯ノートPC

・HITACHI フローラ()…10台。
インテルセレロン333MHz
メモリ128MB
HDD4GB
Windows Me
主なアプリケーション MS-Office Xp Professional版

別表2.[利用料金表]

・市民活動センター(総合福祉センター)内の利用…無料。
・館外持出し利用…有料。
プロジェクター…1000円/日。
ノートPC…200円/日・台

利用日数の計算方法

・貸出日から返却日までの延べ日数で計算します。
・計算例　当日返却…1000円。
1泊2日…2000円。
2泊3日…3000円。
・貸出期間は最大7日間です。
・市民活動センターの休館日(例：日曜日)は日数計算から除きます。
・利用料は、PC倶楽部が後日請求します。
・利用料は銀行振込(振込手数料は利用者負担)でお支払いください。
・市民活動センターによる徴収は行いません。
・PC倶楽部の会員が館外で利用する場合の料金は、別に定めます。

[ここまで]